

冬季無災害運動実施要領

～冬季に発生しやすい特有の災害に対する防止対策に取り組みましょう～

福井県内においては、例年、冬季における積雪・凍結等に起因して発生する労働災害（以下「冬季特有災害」という。）が多く発生しており、中には、手足等を骨折する等の休業3か月以上にも至る重傷災害が発生している。

冬季特有災害は気候により大きく増減するが、最も多い転倒災害は気温が氷点下となるような深夜から早朝の出退勤時に凍結又は積雪のある事業場の玄関、屋外通路、駐車場において、多く発生している。

年末年始は生活のリズムの変化、気象条件（積雪・凍結等）、交通事情等から労働災害が増加する時期であり、職場では、余裕をもった行動と災害防止のための特別な配慮が必要となることから、冬季の積雪・凍結時及び年末年始の非定常作業時等の労働災害防止運動を積極的に展開し、更なる労働災害の減少を図るため、下記により「冬季無災害運動」を実施する。

記

1 実施期間

令和7年12月1日から令和8年2月28日まで

2 主唱者

福井労働局、福井・武生・敦賀・大野労働基準監督署

3 実施者

各事業者

4 主唱者の実施事項

- (1) 労働災害防止団体等に対する協力要請
- (2) 事業者、労働災害防止団体等が行う労働災害防止活動に対する指導・援助
- (3) ポスター、ホームページ、記者発表等による広報

5 事業者の実施事項

- (1) 経営トップによる年末年始時期に係る安全衛生方針の決意表明
- (2) 安全衛生パトロールの実施
- (3) 積雪・凍結等による転倒災害防止対策の徹底
- (4) 交通労働災害防止ガイドラインに基づく冬季の交通労働災害防止対策の推進
- (5) 屋根の雪下ろし等による墜落・転落防止対策の徹底
- (6) 除雪機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害防止対策の徹底